

香芝市下水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年5月11日

香芝市上下水道事業の管理者
の権限を行う市長
香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市上下水道事業管理規程第1号

香芝市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

香芝市下水道条例施行規程（平成30年上下水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 漏水等による水道水が下水道に流入しなかったことが明らかであり、香芝市水道事業給水条例施行規程（昭和44年水道事業管理規程第3号）第31条の2第1項第1号の規定による算定を受けた者

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、前項第2号に該当する者については、申請があったものとみなす。

第29条第3項に次のただし書を加える。

ただし、前項ただし書による場合は、省略できるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。